

件名

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の七第六号ハの規定に基づき所属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があるものと認められるものから除かれる者を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号
農林水産省

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（令和五年内閣

府令第 号）の施行に伴い、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七
産省

条の七第六号ハの規定に基づき所属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性が
あると認められるものから除かれる者を定める件（平成二十二年金融庁告示第十三号）の一部を次のよ
うに改正し、令和五年六月一日から適用する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

農林水産大臣 野村 哲郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線
を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七條の七第六号ハの所属組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二條の二第三項に規定する所属組合をいう。以下同じ。）と特定信用事業代理業者（同項に規定する特定信用事業代理業者をいう。）の利益が相反する取引が行われる可能性がある」と認められるものから除かれる者は、所属組合の子会社（同法第十一條の二第二項に規定する子会社（同令第三十五條第二項第一号の七及び第一号の八並びに農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第六十一條第四項第六号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。）とする。</p>	<p>農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七條の七第六号ハの所属組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二條の二第三項に規定する所属組合をいう。以下同じ。）と特定信用事業代理業者（同項に規定する特定信用事業代理業者をいう。）の利益が相反する取引が行われる可能性がある」と認められるものから除かれる者は、所属組合の子会社（同法第十一條の二第二項に規定する子会社（同令第三十五條第二項第一号の六及び第一号の七並びに農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第六十一條第四項第六号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。）とする。</p>